

神奈川県屋外広告業者等に対する監督処分に係る取扱要綱における処分基準

(処分基準)

- 第3条 知事は、登録業者が別表第1に掲げる処分事由に該当することとなった場合、当該登録業者に対し、当該事由の区分に応じ、同表に掲げる処分を行うものとする。
- 2 前項の場合において、複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合は、それぞれの事由に応じて定める日数の合計の日数をもって営業停止期間とする。
 - 3 知事は、第1項の営業停止の命令を行おうとする場合において、登録業者が別表第2又は3に掲げる事由に該当するときは、当該事由の区分に応じ、同表に掲げる期間を第1項の営業停止期間に加算又は減算する。
 - 4 前項の規定により減算の結果営業停止期間がなくなる場合は、登録業者に対して文書勧告を行うものとする。ただし、同一の登録業者に対する別表第3による減算は、2回を限度とする。
 - 5 第1項の場合において、営業停止の命令を受けている者は、営業停止期間内に条例第24条第3項に規定する登録の更新を申請することができない。
 - 6 第1項の処分以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

別表第1（第3条第1項関係）

処分事由	処分
<p>1 不正の手段により条例第24条第1項又は第3項の登録を受けたこと。</p> <p>2 次に掲げる事由に該当することとなったこと。</p> <p>（1）登録業者である法人が条例第36条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった前30日以内に当該登録業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過していないこと。</p> <p>（2）条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと。</p> <p>（3）屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）又は（2）のいずれかに該当することとなったこと。</p> <p>（4）法人でその役員のうちに（1）又は（2）のいずれかに該当する者があること。</p> <p>（5）営業所ごとに業務主任者を選任していないこと。</p> <p>3 条例第36条第1項の規定による営業停止命令に違反したこと。</p> <p>4 営業停止期間が基準に基づき加算した結果180日を超えることとなったこと。</p>	<p>登録の取消し</p>
<p>5 条例第2条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して許可を受けていない広告物を表示し、又は掲出物件を設置したこと。</p> <p>6 条例第3条の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したこと。</p> <p>7 条例第11条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して変更許可を受けていない広告物に係る許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造し、若しくは移転したこと。</p>	<p>営業停止 90日</p>
<p>8 条例第23条第1項若しくは条例第38条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたこと。</p>	<p>営業停止 60日</p>

9 条例第28条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。	営業 停止 30日	過 料 処 分	
10 条例第33条の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して標識を掲げなかったこと。			3万円
11 条例第34条第1項の規定又は神奈川県内の市の屋外広告物条例の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかったこと。			(備えず、記載せず、保存しなかった場合) 3万円 (虚偽の記載をした場合) 5万円
12 条例第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたこと。			(届出をしなかった場合) 3万円 (虚偽の届出をした場合) 5万円

別表第2

加算事由	加算日数
1 過去5年間に処分歴がある場合	30日
2 複数の違反広告物を掲出している場合	

別表第3

減算事由	減算日数
過去5年間に処分歴がなく、行政指導に従って違反を是正した場合	90日以内

減算日数は処分日数に準ずる。